

有料スポーツ施設愛称表示及び設置施設の維持管理に関する条件（案）

1. 目的

本維持管理に関する条件は、〇〇〇野球場・運動場・庭球場において、対象施設の愛称表示及び愛称表示を取り付けた公園施設（以下、「設置施設」という。）について、定期的な点検や補修等を行い、景観に配慮し良好な状態に保つよう維持管理に努めさせることを目的とする。

2. 適用の範囲

対象有料スポーツ施設の愛称表示及び設置施設の維持管理に適用する。

3. 維持管理

（1）巡回・目視点検

- ・巡回・目視点検は、愛称表示の取付状態、表面の状況、汚損の有無等の外観を確認するため、原則として月1回の頻度で実施するものとする。
- ・異常を発見した場合は下記（3）の保全措置を行い、第三者被害を防止するものとする。

（2）定期点検

- ・設置施設のぐらつき、変形、取付具の錆・欠落等、設置施設及びその取付部周辺の異常、表面の汚れ、変色、破損等を確認するため、原則として6か月に1回の頻度で実施し、点検報告書を提出するものとする。
- ・異常を確認した場合は下記（3）の保全措置を行い、第三者被害を防止するものとする。

（3）清掃・補修

愛称表示及び設置施設について、上記（1）（2）により汚れ、破損等の異常を確認した場合は、清掃・補修を実施するものとする。

表面の手入れ： 汚れ具合を考慮して清掃を実施。

清掃は水拭きを基本とするが、洗剤等を使用する必要がある場合は、公園管理者と事前に協議を行う。

破損等の補修： 設置状況の異常、表面の割れ、変形、退色等を確認した場合は、保全のうえ速やかに補修を行う。

作業時は、公園利用者の安全と通行機能の確保を優先する。

※作業実施の際には、事前に本市と協議のうえ、その指示に従うこととする。

（4）緊急時における対応

愛称表示及び設置施設の倒壊、落下等に対する処置や、災害時の応急対策の実施にあたっては、上記（1）～（3）にかかわらず、通行の安全確保等の観点から、適宜適切に実施するものとする。

4. 業務体制

巡視・目視点検は、2名以上で実施する。また、緊急時に本市に連絡がとれる体制と

する。

5. その他

本市から点検等の指示があった場合、直ちに対応するものとする。